

昭和五十六年六月五日受領
答弁第三八号

(質問の 三八)

内閣衆質九四第三八号

昭和五十六年六月五日

内閣総理大臣 鈴木善幸

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員瀬崎博義君提出琵琶湖総合開発計画と琵琶湖の環境保全に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員瀬崎博義君提出琵琶湖総合開発計画と琵琶湖の環境保全に関する質問に
対する答弁書

一 について

1 琵琶湖総合開発事業の基本的方向は、琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とをあわせ増進するため策定された琵琶湖総合開発計画に定めるとおりである。

2 琵琶湖総合開発連絡調整会議幹事会は、昭和四十九年以来十二回開催されているが、これは、琵琶湖総合開発事業を適正かつ円滑に推進するため、関係各省庁間の事務的な連絡協議を行うものである。

また、同幹事会の構成員は、次のとおりである。

運輸省	農林水産省	厚生省	大蔵省	環境庁	国土庁
大臣官房 港湾局	構造改善局 林野庁指導部 水産庁漁政部	環境衛生局水道環境部	主計局 理財局	自然保護局 水質保全局	大都市圏整備局
地域計画課長 計画課長	工業用水課長	計画課長 水道整備課長 環境整備課長	主計官 地方資金課長	施設整備課長 水質管理課長	審議官 計画課長 整備課長 計画官 総務課長 水資源政策課長

自治省	建設省
大臣官房 財政局	計画局 都市局 河川局 下水道部 道路局
地域政策課長 調整室長	地域計画官 都市計画課長 公園緑地課長 流域下水道課長 河川計画課長 企画課長

3 琵琶湖総合開発計画の計画期間の終期を昭和五十六年度末に控えていることにかんがみ、関係各省庁において、計画の進捗状況等の点検等を事務的に行っている。

二について

1 琵琶湖総合開発計画は、琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とをあわせ増進するため策定されるものであり、また、政府は、湖沼の水質保全に関する法案において、指定湖沼の水質の保全に関し実施すべき施策に

関する計画が策定されることを検討しているところである。したがって、琵琶湖総合開発計画とこの湖沼の水質の保全に関する計画との関係を、現段階において、確定的に述べることはできない。

2 湖岸堤及び管理用道路のうちいわゆる湖中堤については、前浜部分については、今後の現地の地形、地質等を考慮して必要に応じ設置することとしているので、その埋立面積及び埋立土砂量は現段階においては確定していない。なお、築堤土は琵琶湖のしゅんせつ土等を予定している。

湖岸堤及び管理用道路は、地元との調整を経て、その築造が定められ、事業が実施されているものであり、今後とも環境の保全に留意してその実現を図ってまいりたい。

3 水資源開発公団が行う南湖のしゅんせつについては、同公団が水生物、環境保全等に関する総合的な調査、検討を行ってきたところであるが、これに基づき、同公団は、現在、しゅ

んせつ量を約八十万立方メートルにすることについて調整を行つているところである。

この南湖のしゅんせつは、琵琶湖開発事業が湖の環境に及ぼす影響をできるだけ小さくするために行うものであり、かつ、水質の保全に資するものであるので、その実現を図つてまいりたい。

三について

関係省庁とは、外務省等若干の省庁を除く省庁である。

同法案については、環境庁と通商産業省との間で調整がつかず、今国会への提出を見送つたものである。

四について

琵琶湖の総合開発の推進に当たつては、今後とも琵琶湖の自然環境の保全と水質の回復に十分配慮してまいりたい。

右答弁する。